

#### 電子マニフェストの利用料金表 平成26年1月1日より料金を改定し、加入料(税別3,000円)を廃止い たしました。

排出事業者料金表 排出事業者の加入単位:排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

B料金 少量排出事業者団体加入料金 利用区分 A料金 加入料 廃止 廃止 廃止 (加入時のみ) 基本料注3) 不要 25,920円 2.160円 (1年間) (66件まで無料) 10.8円 32.4円 67件から 32.4円 (登録情報1件につき) 利用区分の目安となる 1,200 件以上 1,199件以下 年間登録件数

注1)少量排出事業者団体加入料金は、「排出事業者が30者以上集まって加入する」、「利用代表者が団体で加入した加入者の利用料金を一括して支払う」、 情報処理センターからの連絡先は利用代表者とする」などの条件を満たす必要があります。 詳細はJWNETホームページの「各種申請一覧」の「団体加入申込関連」をご覧いただくか、情報処理センター(03-5275-7023)にお問い合わせください。

収集運搬業者 料金表 業者単位で加入(複数加入も可)

最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能) (税込)

利用区分	収集運搬業者	①処分報告 ② 機能のみ
<b>加入料</b> (加入時のみ)	廃止	廃止
<b>基本料</b> <sup>注3)</sup> (1 年間)	12,960円	12,960円 2
<b>使用料</b> (登録情報 1 件につき)	_	_
利用区分の目安となる <b>年間登録件数</b>	_	_ 7

	処分業者 <sup>注2)</sup>					
①処分報告	②処分報告機能	+2次登録機能	③2次登録機能のみ			
機能のみ	A料金	B料金	A料金	B料金		
廃止	廃止	廃止	廃止	廃止		
12,960円	25,920円	12,960円	25,920円	2,160円		
_	10.8円	(66件まで無料) 67件から32.4円	10.8円	(66件まで無料) 67件から32.4円		
_	700件以上	699件以下	1,200件以上	1,199件以下		

- ※マニフェストの年間登録件数に応じて、利用区分(A料金、B料金)を選択してください。
- 注2) ① 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。
  - ② ①の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。
  - ③ 中間処理後の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能のみの料金です。
- 注3) 基本料の1年間の金額は、4月から翌年の3月末までの期間に適応されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りで 請求いたします。利用を開始した月によって金額が異なりますので、「利用開始月別基本料早見表」よりご確認ください。(B料金の方 は、無料登録件数も異なります)翌年度からは、4月の基本料を請求いたします。

#### 利用開始月別基本料早見表

単位:円(税込)

利用開始月加入区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
排出事業者A	25.920	23,760	21,600	19,440	17,280	15,120	12,960	10,800	8,640	6,480	4,320	2,160
処分業者②A	20,920	23,700	21,000	15,440	17,200	15,120	12,500	10,800	0,040	0,400	4,320	2,100
収集運搬業者												
処分業者①	12,960	11,880	10,800	9,720	8,640	7,560	6,480	5,400	4,320	3,240	2,160	1,080
処分業者②B												
排出事業者B	2,160	1,980	1,800	1,620	1,440	1,260	1,080	900	720	540	360	180
DNAAENSMAS	66	14	55	74	11	/AL	22	14	22	14-	11	14-
B料金の無料登録件数	l 66	)作	55	)1午	44	14	33	1年	22	1年	11	1午

#### 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

情報処理センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア 7階

お問合せ先 TEL0800-800-9023 FAX 03-5275-7112 サポートセンター 月~金曜日(祝祭日を除く)の午前9時~午後5時

http://www.jwnet.or.jp/jwnet/

# 廃棄物処理法に基づくマニフェスト制度 電子マニフェスト

自然にやさしいネットワーク



平成28年度 普及目標 50%

# 導入は時代の流れです

「電子マニフェスト」の導入により、「事務処理の効率化」を図ることができるとともに、 「データの透明性」が確保され、「法令の遵守」を徹底することができます。

# 簡単』事務処理の効率化

- ●入力操作が簡単で、手間がかからない!
- ●廃棄物の処理状況の確認が容易!
- ●マニフェスト情報をダウンロードして自由に活用!
- ●マニフェストの保存が不要!保存スペースも不要!

# 確実!データの透明性

- ●マニフェスト情報は情報処理センターが管理・保存!
- ●セキュリティも万全!
- ●排出、収集、処分の3者が常にマニフェスト情報を閲覧・ 監視し、不適切なマニフェストの登録・報告を防止!

# しつかり! 法令遵守

- ●法で定める必須項目をシステムで管理し、入力漏れを防止!
- ●終了報告の有無をメールや一覧表等で確実に確認!
- ●終了報告の確認期限が近づくと排出事業者に注意喚起!
- ●マニフェストの紛失の心配がない!

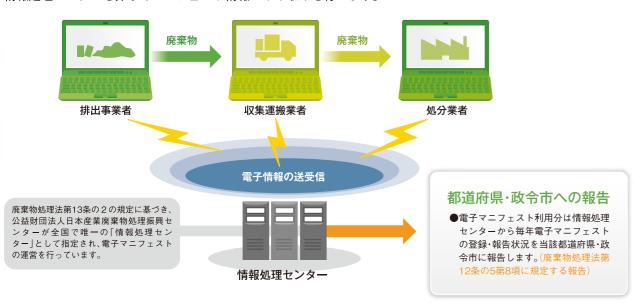
●電子マニフェスト利用分は、情報処理センターが 都道府県等に報告するため、排出事業者の報告が不要!

<sup>※</sup>マニフェストの年間登録件数に応じて、利用区分(A 料金、B 料金、少量排出事業者団体加入料金)を選択してください。加入時に選択した利用区分は毎年 4月1日に変更することもできます。(1ヶ月前に変更申請が必要です。)

## 電子マニフェストの什組み

「マニフェスト制度」は排出事業者が収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、 不法投棄の防止等適正な処理を確保することを目的としています。

「電子マニフェスト」は、マニフェスト情報を電子情報化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者間で 情報処理センターを介してマニフェスト情報のやり取りを行います。



# 電子マニフェストのアクセス方法

情報処理センターへのアクセスは Web方式、EDI方式があります。

	Windows	Mac		
OS ※ 1 (いずれも日本語版)	Windows Vista Windows 7 Windows 8 (デスクトップモード)	Mac OSX 10.6.2		
ブラウザ	Internet Explorer 8 ~ 11	Safari 4.0.4 (6531.21.10)		
メールソフト	通知情報のメール受信、加 仮パスワード受信等のた			
PDFファイル 表示ソフト ※ 2	マニフェスト情報の単票(受渡確認票)や - 一覧表を印刷するために必要			
プリンタ	見女で日神リックにのに少女			

#### 利用推奨環境

JWNETを利用するパソコンは、 左記の条件を満たすものをご準備ください。

- Windows XP以前のOS(98SE, ME, NT4.0, XP)につきましては、Microsoft社によるサポート が終了しているため、動作保証はいたしておりま せん。
- ※2 PDFファイル表示ソフトとして、アドビシステムズ(株)のホームページでAdobe Acrobat Readerが無償で提供されています。

# インターネット網センター

O ....

EDI方式による データ交換

## Web方式

利用時間:午前4時~翌日午前1時

・複数のパソコンからアクセス可能 (・簡単な操作で登録・報告が可能)

携帯電話での利用可能 (Web方式と併用する必要があります)

・携帯電話のWeb 機能を使って、 データ登録・照会等が可能



#### Web方式の特徴 ・ソフトのインストールが 不要になり、JWNET サーバに入力した基本情報を共有して利 用できます。

・サブ番号を付加する 事により、1加入者で、 最大100件まで同時 にログインできます。

## 加入者の社内システムをEDIで利用 (EDI方式)

利用時間:午前4時~翌日午前0時

・加入者が利用しやすいシステムの構築が可能
・ASP事業者の提供するシステムを利用可能
(ASP事業者と別途契約する必要があります)

※EDI方式をご利用の場合は、「EDI接続仕様書」に基づいたシステムの準備が必要。 詳細は、JWNETホームページの「EDI方式のご案内」をご覧ください。

※EDIとは … 異なる組織間で、取引のためのメッセージを、通信回線を介して標準的な規約を用いて、コンピュータ間で交換すること。

# 電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
	マニフェストの 交付・登録	○廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡 した日から3日以内にマニフェスト情報を情報 処理センターに登録 ※3日以内とは、廃棄物を引渡した日を含まない(以下、同様)	<ul><li>○廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に 引渡しと同時にマニフェストを交付</li></ul>
排出事業	処理終了確認※	○情報処理センターからの運搬終了報告、処分終 了報告、最終処分終了報告の通知(電子メール 等)により確認	○運搬終了報告:B2票とA票を照合して確認 ○処分終了報告:D票とA票を <mark>照合して確認</mark> ○最終処分終了報告:E票とA票を照合して確認
業者	マニフェストの 保存	○マニフェストの保存が不要(情報処理センター が保存、5年分は常時確認可能)	○交付したマニフェストA票を5年間保存 ○収集運搬業者及び処分業者より送付され たB2票、D票、E票を5年間保存
	産業廃棄物管理票 交付等状況報告	○情報処理センターが都道府県・政令市に報告す るため、報告が不要	○都道府県・政令市に自ら報告
収集運	運搬終了報告	○運搬終 <b>了日から3日以内</b> に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	○連搬終了日から10日以内に、必要事項を 記載したB2票を排出事業者に送付
搬業者	マニフェストの 保存	○マニフェストの保存が不要(情報処理センター が保存、5年分は常時確認可能)	○処分業者より送付されたC2票を <b>5年間保存</b>
処分業者	処分終了報告	○ <b>処分終了日から3日以内</b> に、必要事項を入力して情報処理センターに報告	○処分終了日から10日以内に、必要事項を 記載したC2票を収集運搬業者、D票・E票 を排出事業者に送付
者	マニフェストの 保存	○マニフェストの保存が不要(情報処理センター が保存、5年分は常時確認可能)	○ C1票を5年間保存

※確認期限:運搬終了、処分終了は90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)、最終処分終了は180日期限内に報告がない場合、都道府県・政令市への措置内容等報告書の提出が必要となります。

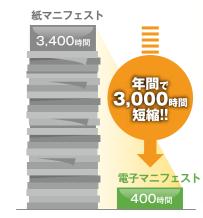
# 電子マニフェストと紙マニフェストの事務処理費用の比較(例)

●M社(製造業)における電子マニフェスト導入効果例 M社グループ全体(30社)で、3,000時間/年、約1,000万円/年の削減

#### マニフェスト業務の労務工数の比較

紙マニフェスト運用の	労務工程
業務	時間/年
1 紙マニフェスト 発行業務	2,600
2 紙マニフェスト 管理業務	500
3 紙マニフェスト 交付等状況報告業務	300
合計	3,400

電子マニフェスト運用の労務工程					
業務	時間/年				
1 電子マニフェスト 発行業務	250				
2 電子マニフェスト 管理業務	150				
3 電子マニフェスト 登録等状況報告業務	0				
合計	400				



# 加入申込み方法

加入申込書は、JWNETホームページ(http://www.jwnet.or.jp/jwnet/)から印刷できます。(各都道府県産業廃棄物協会でも配布しております。)お申込みから1週間程度で手続きが完了し、情報処理センターより加入証等を送付いたします。 ※各都道府県産業廃棄物協会の問合先は、(公社)全国産業廃棄物連合会のホームページ(http://www.zensanpairen.or.jp)でご確認ください。

